



# 暮らしを応援物価高騰支援給付金

エネルギー・食料品等の長引く価格高騰による暮らしの負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（非課税世帯等）に対し、給付金を支給し生活を支援します。なお、支給を受けるには書類の返送が必要です。

**支給対象** 令和5年12月1日時点で市内に住民票があり、以下のいずれかを満たす世帯です。

- ①令和5年度分住民税均等割が非課税である世帯員のみで構成される世帯【非課税世帯】
- ②令和5年度分住民税均等割のみ課税、または非課税である世帯員のみで構成される世帯【均等割世帯】

## 支給金額（1回限り）

- ①の非課税世帯 **7万円**      ②の均等割世帯 **8万円**

※令和5年7月に実施した「(第1弾)郡上市暮らしを応援物価高騰支援給付金」で支給した金額と合わせて合計10万円となるよう支給します。

- ③こども加算（児童一人当たり**5万円**）

※支給対象世帯①または②のうち、世帯員の中に基準日において「18歳に達する日以降最初の3月31日までの児童（平成17年4月2日生まれ以降の児童）」を含む世帯にあつては、その児童一人当たり5万円を支給します。

※①非課税世帯や②均等割世帯への案内文書とは別に、手続きに必要な書類を送付しています。

**申請方法** 支給対象となる世帯に対し、「確認書」を郵送しています。  
口座番号等の必要事項を記入のうえ、返送してください。



申請方法等

**返送期限** 令和6年5月10日（金） 当日消印有効

**支給時期** 返送された「確認書」を受領してから2週間程度で指定の口座に入金します。ただし、記入漏れや記入誤りなど、申請内容に何らかの確認を必要とする場合には、給付までに時間を要することがあります。

☎ **非課税・均等割関連** 健康福祉部社会福祉課 67-1811  
**こども加算関連** 健康福祉部児童家庭課 67-1817

## パブリックコメントを募集しています

パブリックコメントとは、市が策定する計画等の素案に対して市民のみなさんの意見、情報、改善案などを求める手続きのことです

### 第2期郡上市まち・ひと・しごと創生総合戦略（第2次改訂版）（案）

- 内** 市のホームページ、各所管課で閲覧できます。
- 期** 3月22日（金）
- 申** 書面による直接提出、郵送・ファックス、電子メールのいずれかによる提出  
住所、氏名、電話番号を記入ください。

**【意見の取り扱い】** 提出された意見は、類似したものを整理したうえで、意見の要旨とこれに対する市の考えをホームページで公表します。意見を提出された人の住所、氏名、電話番号は公表しません。なお、他の目的で使用することはありません。

☎市長公室政策推進課 ☎ 67-1844 FAX 66-1711 ✉ seisaku@city.gujo.lg.jp